

# 告 示

## 埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年八月二十六日

埼玉県熊谷県税事務所長 金子 憲彦

氏名又は名称	有限会社神谷商店
代表者の氏名	代表取締役 神谷 克則
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県熊谷市大字村岡二百九十七
指定取消年月日	平成二十八年三月三十一日